

聞き取り概要2

1 0月1日以降の動物の取引の有無と咬傷犬との接触した動物について

- 1 0月22日に3ヶ月の犬5匹を美馬市内の5人に1匹ずつ
- 5匹は自身の施設で繁殖、飼育
- 5匹は咬傷犬と同ゲージにいたことがある
- 販売時に狂犬病予防注射は受けていない。

臨床症状

狂犬病には「前駆期」「興奮期」「麻痺期」の3期がある

- 前駆期（一般的に2～3日の経過をとる）
 - 性格の変化と行動の異常。
 - 恐怖心による興奮と飼い主に対する反抗。遠吠え。
 - 異物を好んで刺激に応じて咬む。
 - 被咬傷部の掻痒。
- 興奮期（一般に1～7日の経過をとるがこの期間が短く、すぐ麻痺期に移行する場合がある）
 - 落ち着きがなくなり興奮状態となる。
 - 異嗜（小枝、石、土などを食べる傾向）
 - ほえ声の変化
 - 光や音の突然の刺激に対する過敏な反応。
- 麻痺期
 - 全身の麻痺状態による歩行不能
 - 下顎下垂とこれによる嚥下・飲水困難
 - 舌の下垂
 - 流涎

健康増進担当対応

接触者情報の収集

- ◆獣医師・看護師各1名が唾液に接触。
- ◆徳島花子の姪が3日前に鼻・口等なめられる。

『接触者』

ウイルスを含む唾液や組織に直接又は間接的に暴露されたと考えられる者

※判定不能な場合は原則接触したものとして扱う。

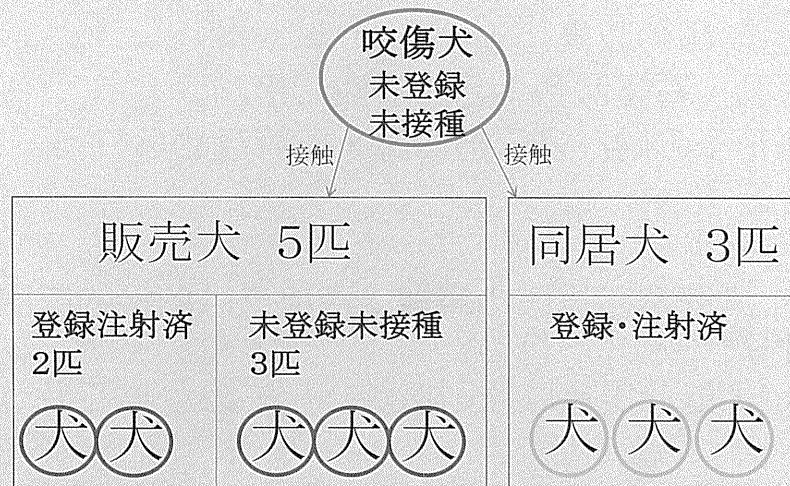
人用ワクチン入手先の検討

生活衛生担当対応

- 当該犬を保健所で隔離観察
- 美馬市やつるぎ町の担当者と連携

⇒登録原簿確認・狂犬病予防注射歴の確認。

犬の情報



調査依頼

咬傷犬（狂犬病疑い犬）

- ◆ 10月1日に本県業者が購入
- ◆ 生後4ヶ月 ミニチュアダックス
- ◆ 2日前から食欲不振。
- ◆ 今朝から異常行動。
- ◆ 舌の下垂、後肢の麻痺
- ◆ 狂犬病予防注射は受けていない。
- ◆ システンバーの予防注射済み。
- ◆ 同施設での同居犬は予防注射を受けている。
- ◆ 購入先業者で珍しいコウモリを購入し飼育していたとの情報。
- ◆ 感染源は不明。

購入先業者がある自治体へ

⇒取扱動物、接触動物、死亡又は異常を呈した動物の有無の調査を依頼。

保健所内危機管理対策会議

生活衛生課・健康増進課と連携して対応協議

- ◆ 感染源調査
- ◆ 人用狂犬病ワクチンの確保
- ◆ 狂犬病曝露後のワクチネーションのための医療機関の調整
- ◆ 咬傷犬の隔離観察の継続

接触者リスク評価

- ◆ 接触者の疫学調査
- ◆ 接触の状況の詳細な聞き取り
- ↓
- ◆ リスク評価
- ↓
- ◆ 狂犬病曝露後ワクチネーションの必要性の有無

人用ワクチン確保

- ◆ 健康増進課、薬務課と協議
- ◆ 医師会、医療機関と連携

⇒人用ワクチンの確保とワクチン接種病院の手配

人用ワクチンの在庫状況

- ◆ 薬務課：1本
- ◆ 県内ワクチン卸業者3社に数本ずつ備蓄
- ◆ 県外からのワクチンの入手は2日あれば可能

⇒当面の確保は可能



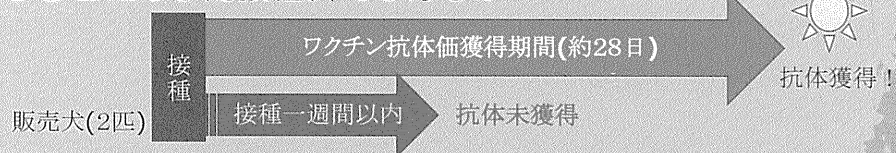
犬の措置・販売犬情報

感染源依然不明

咬傷犬⇒動物愛護管理センターで隔離観察

販売犬(5匹)

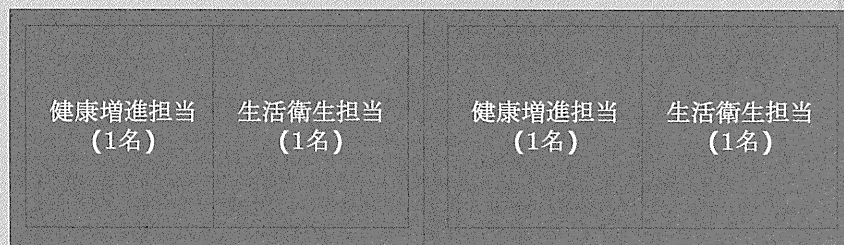
うち2匹は予防接種済ではあるが・・・



1週間以内の接種では十分な抗体価は得られていない可能性
⇒致死処分や隔離観察の必要性

ウイルス排出期間が発症前最長2週間⇒その間の接触動物の聞き取り調査の実施

疫学調査



2班体制

接触者や接触動物の飼育者に対し、
詳細な聞き取りを実施。

聞き取り調査

咬傷犬飼育業者について

- ◆ 同居犬(3匹)に異常なし
- ◆ 咬傷犬以外の動物なし
- ◆ 衛生動物の侵入防止対策済

動物病院について

- ◆ 狂犬病を疑う動物の診療等なし

咬傷犬について

- ◆ 輸送経路での接触なし
- ◆ 異常を呈する1週間前から、接触した犬あり
- ◆ ネコ、野犬、野生動物等との接触なし

販売犬

販売犬(5匹)について

- ◆ 同居犬なし
- ◆ 訪問時健康状態に異常なし
- ◆ 他の動物との接触なし

販売犬の飼育家族(20人)

- ◆ 販売犬との接触あり
- ◆ 10人が濃厚接触あり
- ◆ 家族以外に接触者はなし

保健所内危機管理対策会議

リスト作成

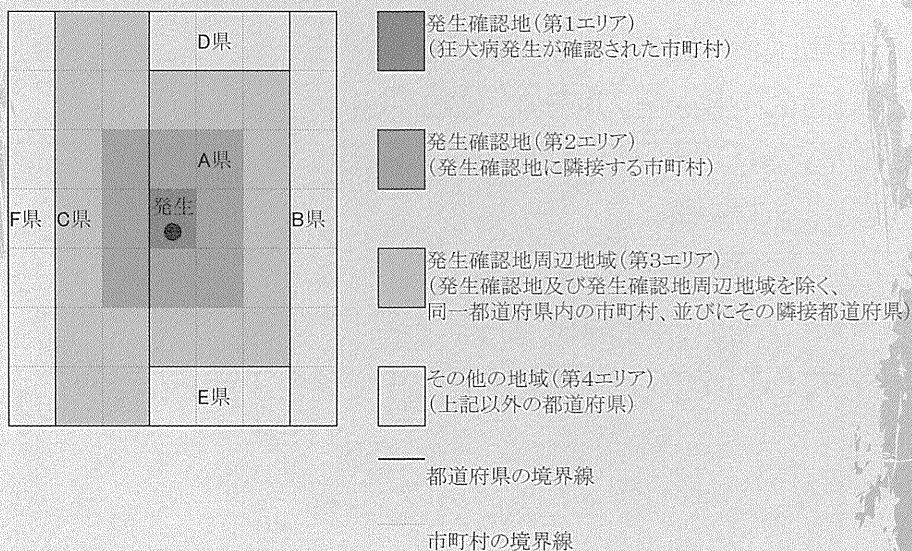
- ◆ 接触者及び接触動物
- ◆ ワクチン接種可能な医療機関

市町村等との連携

- ◆ 周辺の不審死動物の情報提供

狂犬病が陽性の場合の対策実施する地域の設定について協議

対策を講じる地域の設定



購入業者情報

- ◆ は虫類を中心としたエキゾチックアニマル専門
- ◆ 本年7月頃に吸血コウモリ2羽を海外で購入(密輸)
- ◆ コウモリは脱走歴あり
- ◆ コウモリ飼育期間に扱った哺乳類は犬2匹(咬傷犬含む)、猫1匹のみ。
- ◆ 当施設で飼育されていたコウモリと犬はすでに死亡している
- ◆ 猫1匹は別の部屋で飼育、現在異常なし

接触者へのワクチン接種

厚生労働省・健康増進課と協議

- ◆ 狂犬病の可能性が否定できない
- ◆ 接触者へのワクチン接種が必要

対象：飼育者

飼育者姪

動物病院従事者2名

- ◆ 販売犬5匹との濃厚接触者10名は要観察後に判断

第1日目 まとめ

- ◆ 保健所内危機管理対策会議の設置
- ◆ 咬傷犬の感染源・接触者・接触動物調査
- ◆ 咬傷犬の隔離と観察
- ◆ 関係機関との情報共有と対応についての協議
- ◆ 確定診断陽性の場合の準備

11月2日

第2日目

タイ赤十字病院における臨床診断基準

- 1 咬傷事故を起こしたときの犬の年齢
1ヶ月未満→否定
1ヶ月以上若しくは不明→2に進む
- 2 その時点での症状
正常若しくは10日以上症状が維持→否定
発症して10日以内若しくは不明→3に進む
- 3 症状の進行
急に発症した→否定
徐々に症状が現れた若しくは不明→4に進む

タイ赤十字病院における臨床診断基準

- 4 3～5日間の臨床経過
治療しないで安定若しくは改善→否定
進行若しくは不明→5に進む
- 5 旋回運動の有無
旋回運動→否定
しない若しくは不明→6に進む
- 6 次の17兆候の内、2項目以上の該当がある

経過観察(17の兆候)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 下垂した下顎 | 2 吠え声の異常 |
| 3 乾燥してぶら下がった舌 | 4 自分の尿をなめる |
| 5 水の異常な舐め方 | 6 嘔吐 |
| 7 これまでと違う行動 | 8 異嗜 |
| 9 攻撃 | 10 理由のないかみつ |
| 11 理由無く走る | 12 歩行時の硬直 |
| 13 落ち着きのなさ | 14 檻などを咬む |
| 15 嗜眠 | 16 失調性歩行 |
| 17 頻繁に犬座姿勢 | |

徳島県危機管理会議における協議

構成：危機管理部、保健福祉部、県民環境部、農林水産部、警察本部

協議事項

- * 現状把握と分析
- * 国等との協議、連携
- * 狂犬病予防法等に基づく法的措置及び指示
 - 対策を講じるエリアの検討
- * 関係部局、県民局危機管理会議等との調整
- * 住民対応（相談窓口）、報道対応（公表時期）



県民局危機管理会議

対策を講じるエリアの検討



徳島県危機管理会議



西部総合県民局（現地）危機管理会議

構成： 医師会、獣医師会、警察署、市町村、保健所、
動物愛護管理センター、家畜保健衛生所、西部総合県民局

＊関係機関からの情報収集、提供

＊法的措置等と各機関（担当）における対応

各機関(担当)の役割

市町村の役割

美馬市（発生場所）

- 犬の登録原簿の整理
死亡届、転入・転出確認
- 狂犬病予防法に基づく登録と注射の徹底の啓発
- 不審死動物の情報収集

環境担当の役割

- 野生動物に関する情報収集（異常行動・不審死）

各機関(担当)の役割(2)

健康増進担当の役割

医師会、医療機関との連携、調整

- 接触者疫学調査
- 暴露後ワクチネーションの実施
- ワクチンの確保と病院手配
- ワクチン接種実施可能病院のリストアップ
- 病院へのガイドライン、Q&A周知

各機関(担当)の役割(3)

医療機関の役割

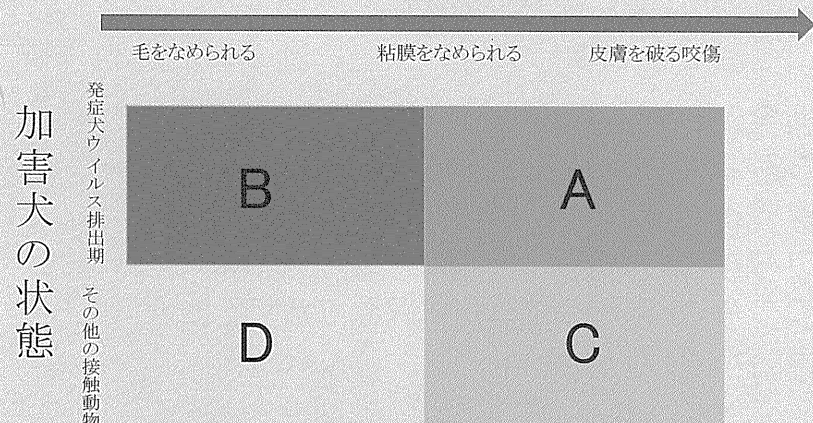
- 患者等へのワクチン接種とケア
- ワクチネーションの要・不要判断
- 保健所への報告：接触者、ワクチン接種患者、咬傷被害者（四類感染症の届出含む）
- 受け入れ態勢の整備

動物病院の役割

- 保健所への報告：異常患畜、接触動物、咬傷被害者
- 飼育者（一般）への登録と狂犬病予防注射の指導
- 狂犬病予防注射済み暴露動物（犬）への追加ワクチン接種

接触動物の感染リスク評価イメージ

接触の程度

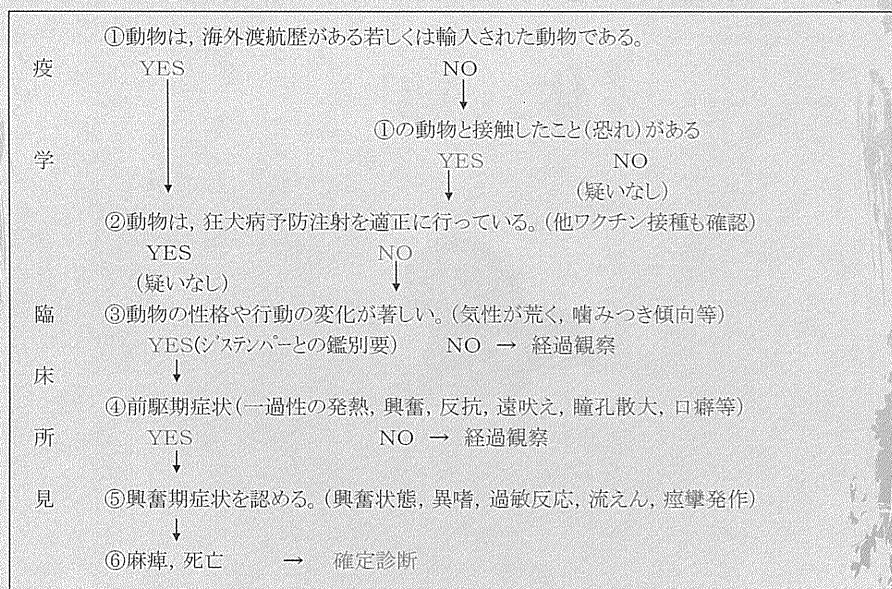


A:基本的に致死処分し検査実施 B:隔離し経過観察 C: 隔離観察、加害犬が接触時にウイルス排出していないと判断した時点で解放 D:所有者で管理し経過観察、加害犬が接触時にウイルスを排出していないと判断した時点で解放

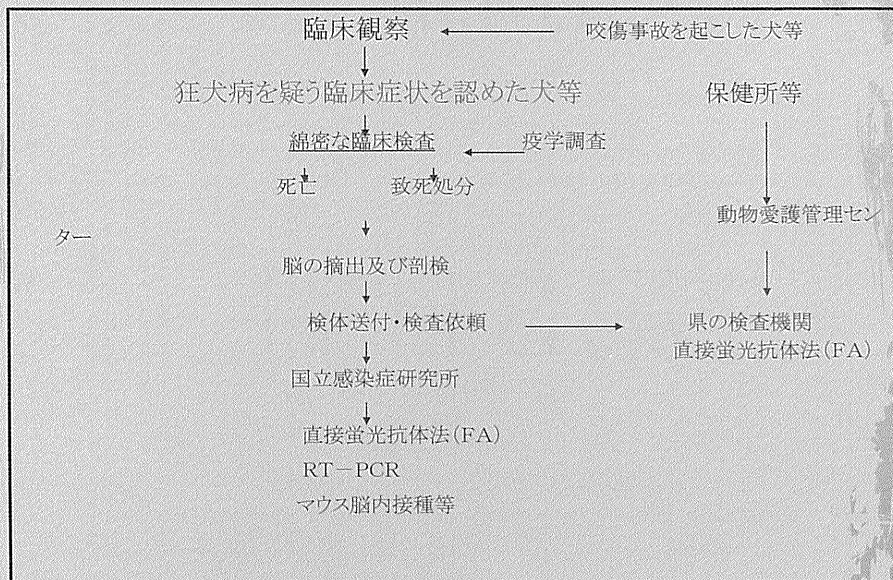
11月3日

第3日目

動物に対する措置の選択の基準



狂犬病診断フローチャート



休憩



おつかれさまです。

11月4日

第4日目

確定診断後の対応

1 確定診断により陰性であった場合

→全ての対策会議を解除, 咬傷被害者及び主治医(医療機関)に連絡, 暴露御ワクチン接種を中止
経過報告を取りまとめ

2 確定診断が陽性であった場合

国: 中央連絡会議設置

県: 徳島県危機管理対策本部

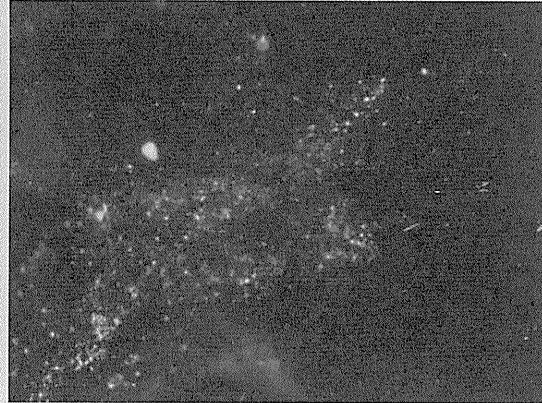


防疫対策

保健所・県民局: 現地危機管理対策本部設置

第4日目(11月4日)

保健製薬環境センターから、直接蛍光抗体検査陽性の連絡
厚生労働省から、狂犬病陽性の確定診断結果通知



確定診断後の対応 (徳島県危機管理対策本部)

- ・ 厚生労働省と協議し、時間を合わせて公表
- ・ 近隣県、関係自治体への情報提供
- ・ 蔓延防止のための対応指示
- ・ 対策実施エリアの決定と実施事項の決定
- ・ 暴露後ワクチン対応病院のリストアップ
- ・ 相談窓口設置場所の決定



第1エリア（美馬市＝発生地）

第2エリア（つるぎ町、三好市、阿波市、吉野川市）

地域での対応

- ・ 第1エリア（美馬市）
 - 狂犬病発生の公示
 - 犬の係留命令
 - 犬の移動制限、非係留犬の抑留
 - 登録、ワクチン接種の徹底
 - 異常動物及び咬傷動物の報告の徹底
 - サーベイランス調査
 - 集合施設（ペットショー、ドッグラン等）の禁止
 - 接触者への呼びかけ
 - 咬傷事故を起こした犬（感染動物・接触動物に関連がないものも含む）の記録・管理
 - 相談窓口の設置
- ・ 第2エリア（つるぎ町、三好市、阿波市、吉野川市）
 - サーベイランス、モニタリング調査
 - 接触者・異常動物の報告呼びかけ
 - 咬傷事故を起こした犬の記録・管理

接触者の判定

（具体例）

- ・ 感染（疑い）動物にかまれた＝接触者
- ・ 擦り傷がある皮膚に感染（疑い）動物の唾液が接触した＝接触者
 - ・ 感染（疑い）動物をなでた、舐められた＝接触者（個別判断）
 - ・ 感染（疑い）動物の隣に座った＝非接触者

＊判定が不能な者については、原則接触者として扱う